

言渡	平成20年2月18日
交付	平成20年2月18日
裁判所書記官	

平成19年(行ヒ)第138号

判 決

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の福岡高等裁判所平成18年(行コ)第3号健康管理手当支給等請求事件について、同裁判所が平成19年1月22日に言い渡した判決に対し、上告人らから上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり判決する。

主 文

- 1 原判決のうち、上告人らが被上告人に対し昭和55年7月分から同58年5月分までの健康管理手当の支払を求める請求に関する部分を破棄する。
- 2 前項の部分につき、被上告人の控訴を棄却する。
- 3 控訴費用及び上告費用は、これを10分し、その1を被上告人の負担とし、その余を上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人龍田紘一朗の上告受理申立て理由について

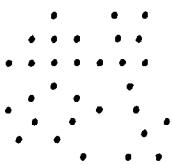
- 1 本件は、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和55年法律第49号による改正前のもの。以下「特別措置法」という。)5条に基づき長崎市長から健康管理手当の支給認定を受けた韓国人被爆者の亡崔季澈(以下「本件被爆者」という。)が本邦から出国したことに伴いその支給を打ち切られたため、本件

被爆者の相続人である上告人らが、被上告人に対し、未支給の健康管理手当の支払等を求めている事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 本件被爆者は、昭和55年5月19日、長崎市長に対し、特別措置法5条に基づき、健康管理手当の支給を申請し、同市長から、疾病が継続すると認められる期間を3年間とする支給認定（以下「本件支給認定」という。）を受け、同年6月24日、同月分の健康管理手当2万円の支給を受けた。しかし、本件被爆者がその後間もなくして本邦から出国したため、同市長は、後記(2)の厚生省の通達に従い、本件被爆者に対し、同年7月分から本件支給認定に基づく健康管理手当の最終支給月である同58年5月分までの健康管理手当合計82万7900円（以下「本件健康管理手当」という。）を支給しなかった。

(2) 厚生省公衆衛生局長は、昭和49年7月22日付で、各都道府県知事並びに広島市長及び長崎市長あてに「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」と題する通知（昭和49年衛発第402号。以下「402号通達」という。）を発出し、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律は日本国内に居住関係を有する被爆者に対し適用されるものであるので、日本国の領域を越えて居住地を移した被爆者には同法は適用されないと解釈を示し、その後の行政実務においては、これに従い、支給認定を受けた被爆者が日本国の領域を越えて居住地等を移した場合には手当の受給権を失うものと取り扱われた（以下、この取扱いを「失権取扱い」という。）。しかし、平成15年3月1日以降においては、失権取扱いが改められ、支給認定を受けた被爆者が日本国の領域を越えて居住地等を移した場合であつ



ても手当の受給権を失わないとの取扱いがされるようになった。

(3) 本件被爆者は、平成16年5月18日に本件訴訟を提起した後、同年7月25日に死亡した。上告人らは、本件被爆者の相続人である。

(4) 被上告人は、本件訴訟において、本件健康管理手当の受給権は、各支給月の末日から5年が経過したため、地方自治法236条所定の時効により消滅した旨主張している。

3 原審は、上記事実関係等の下において、要旨次のとおり判断し、上告人らが被上告人に対し本件健康管理手当の支払を求める請求を棄却すべきものとした。

(1) 本件被爆者は本件健康管理手当の受給権を取得したが、同受給権については、地方自治法236条1項所定の消滅時効期間が経過した。

(2) 被上告人が本件訴訟において本件健康管理手当の受給権につき消滅時効を主張することは、信義則違反ないし権利濫用に当たらない。

4 しかしながら、原審の上記3(2)の判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

前記事実関係等によれば、本件被爆者は、本件支給認定によって本件健康管理手当の受給権を具体的な権利として取得していたところ、本邦を出国したことから、402号通達に基づく一方的かつ統一的な失権取扱いによって本件健康管理手当の支給を受けることができなかつたものである。402号通達に基づく失権取扱いは、法律上明確な根拠を有するものではなく、後に改められるに至つたものであるが、402号通達の失権取扱いに関する定めは本邦を出国した被爆者に対しその出国時点から適用されるものであり、その定めに基づき健康管理手当の支給を打ち切られた者に対しなおその権利行使を期待することは、一般に、極めて困難であった

といわざるを得ない。以上のような事情の下では、本件健康管理手当の支給義務者である被上告人が本件訴訟においてその受給権につき地方自治法236条所定の消滅時効を主張することは、本件被爆者において402号通達に基づく失権取扱いに対し訴訟を提起するなどして自己の権利行使することが合理的に期待できる事情があったなどの特段の事情のない限り、信義則に反し許されないものと解するのが相当である（最高裁平成18年（行ヒ）第136号同19年2月6日第三小法廷判決・民集61巻1号122頁参照）。そして、本件において上記特段の事情があつたと認めることはできないから、被上告人は同条所定の消滅時効を主張して本件健康管理手当の支給義務を免れることはできないというべきである。

5 そうすると、被上告人に対し本件健康管理手当の支払を求める上告人らの請求は理由があるというべきである。これと異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決のうち上記請求に関する部分は破棄を免れない。そして、第1審判決が上記請求を認容したのは正当であるから、同部分につき被上告人の控訴を棄却すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

#### 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	泉	徳	治	
裁判官	甲斐	中	辰	夫
裁判官	才	口	千	晴
裁判官	涌	井	紀	夫